

第 2 号 様 式

流山市水道局指令第 号
年 月 日

様

流山市水道事業管理者
戸 部 幹 夫

水道料金減免決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった水道料金の減免については、生活保護世帯に対する料金の減免に関する規程第5条の規定に基づき、次のとおり決定します。

1 減免決定

(1) 減免金額

減免金額は、1か月当たり 円以下とします。

(2) 減免開始

減免の開始は、 年 月 檢針以降分からとします。

2 減免却下

理由